

付録 4. 環境保全措置等の報告等に関する留意事項（第 5 章抜粋）

1 趣旨

陸上風力発電所の稼働後に行われる環境保全措置等の報告等について、環境への負荷の少ない事業活動を促進する観点から、留意すべき事項を示したものである。

2 定義

本章で使用する用語は、以下に定めるところによる。

(1) 対象事業 環境影響評価法（以下「法」という。）第 2 条第 4 項又は岩手県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第 2 条第 4 項に定める対象事業のうち次の要件を満たしている事業をいう。

ア 陸上風力発電所に係る事業

イ 陸上風力発電事業の環境影響評価に係る環境の保全上の支障の防止及び環境の保全の確保を図るための事業実施区域の選定に関する基準の基準 1 又は基準 2 を満たさない事業。

(2) 事業者 対象事業を実施しようとする者をいう。

(3) 事後調査 対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事業者が行う調査をいう。

3 環境影響評価審査書の作成

- ・ 知事は、対象事業に係る法第 26 条第 2 項又は条例第 22 条第 3 項に規定する評価書の送付を受けたときは、当該評価書について環境の保全の見地から審査し、環境影響評価審査書を作成するものとする。
- ・ この場合において、知事は、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。
- ・ 知事は、環境影響評価審査書を作成したときは、当該審査書の写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

4 事後調査の目的

事後調査は、環境影響の予測及び評価の検証を行うことにより、環境影響評価の実施後の環境配慮の実効性を確保するとともに、環境影響評価の手法や環境保全措置の技術の向上を図ることを目的とする。

5 事後調査の項目

事業者は、次のいずれかに該当する場合において、事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を行うものとする。

(1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

(2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
(定義)

6 事後調査の手法

事後調査は、事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにするものとする。

7 事後調査計画書の作成等

- ・ 事業者は、対象事業に着手しようとするときは、事後調査の項目及び手法を記載した事後調査計画書を作成するものとする。ただし、評価書に記載された法第14条第1項第7号のハ又は条例第14条第1項第7号ウに掲げる事項に変更ない場合その他の場合であって、知事が事後調査計画書を作成する必要がないと認めるときは、この限りではない。
- ・ 事業者は、事後調査計画書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、事後調査計画書を送付するものとする。

8 事後調査計画書についての知事の意見

- ・ 知事は、事後調査計画書の送付を受けたときは、送付を受けた日から30日以内に、事業者に対し、必要に応じて、事後調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- ・ 知事は、環境の保全の見地からの意見を述べたときは、当該意見に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

9 事後調査の実施

事業者は、事後調査計画書についての知事の意見を勘案し、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、その結果に基づき事後調査を行うものとする。

10 工事着手及び工事完了の報告

事業者（条例に定めるものを除く。）は、対象事業に係る工事に着手したとき、又は工事が完了したときは、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長に書面により報告するものとする。

11 環境保全措置等の報告書の送付

事業者（条例に定めるものを除く。）は、法第38条の2第2項の規定による報告書（以下「報告書」という。）を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、当該報告書を送付

するものとする。

12 環境保全措置等の報告書についての意見の聴取

知事は、環境保全措置等の報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して報告書について意見を求めるとともに、報告書について岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

13 環境保全のための措置の求め

- ・ 知事は、環境保全措置等の報告書についての意見を勘案するとともに、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求めるものとする。
- ・ 知事は、環境の保全のための措置を講ずるよう求めたときは、当該措置に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

14 工事中又は供用後報告書の作成及び送付

事業者（条例に定めるものを除く。）は、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第35条第3項の規定により事後調査や環境保全措置の結果等を公表するに当たっては、次の事項を記載した報告書（「以下「工事中又は供用後報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付するものとする。

- (1) 対象事業に関する基礎的な情報
- (2) 事後調査の項目、手法及び結果
- (3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (4) (2)の調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (5) 専門家等の助言を受けた場合は、その内容と専門分野等
- (6) 工事中又は供用後報告書作成以降に事後調査や環境保全措置を行う場合は、その計画及びその結果を公表する旨

15 工事中又は供用後報告書についての意見の聴取

知事は、工事中又は供用後報告書の送付を受けたときは、関係市町村長に対し、期間を指定して当該報告書について意見を求めるとともに、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする。

16 環境の保全のための措置の求め

- ・ 知事は、工事中又は供用後報告書についての意見を勘案するとともに、環境の保全のた

めの措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者に対し、書面により当該措置を講ずるよう求めるものとする。

- ・ 知事は、環境の保全のための措置を講ずるよう求めたときは、当該措置に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

17 報告及び資料提出の求め

知事は、本章に記載する事項の実施に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めるものとする。